

東京西徳洲会病院 院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコール

1. 「院外処方箋における疑義照会の事前合意書」に基づいて調剤するにあたっては、以下の事項を遵守すること
 - (1) 患者に対し変更内容や変更による費用の増減等の説明を行い、同意を得ること
 - (2) 処方変更は医薬品の適応および用法用量を遵守した上で、安定性や溶解性、体内動態等も考慮して利便性が向上する場合にのみ行うこと
 - (3) 処方変更の際し処方意図が損なわれないよう留意するとともに、処方医の指示やコメントを優先すること
 - (4) 処方箋備考欄に「東京西徳洲会病院への問い合わせによる変更」と明記すること
 - (5) 麻薬については本プロトコールの対象としないこと
2. 上記の前提条件を全て満たし、かつ以下の(1)～(4)に該当する場合は、事前合意の締結により薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、変更調剤を可能とする。

〈参考：薬剤師法第 23 条第 2 項〉

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(1) 成分・用法・用量が同一の薬剤への変更調剤

① 銘柄変更

例：ノルバスク錠 5mg → アムロジン錠 5mg
アムロジピン錠 5mg

② 剤型変更（外用剤は不可）

例：リクシアナ錠 30mg → リクシアナ OD 錠 30mg

③ 規格変更（外用剤での規格変更は合計処方量が変わらない場合のみ可）

例：ジャヌビア錠 25mg 1 回 2 錠 → ジャヌビア錠 50mg 1 回 1 錠
ラシックス錠 40mg 1 回 0.5 錠 → ラシックス錠 20mg 1 回 1 錠

※ 処方箋の「変更不可」欄に“×”（または“√”）の記載がある場合は疑義照会が必要

(2) 処方日数・処方量の適正化

- ① 週 1 回製剤、月 1 回製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されているなど、処方間違いが明確な場合
- ② 隔日服用と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されているなど、処方間違いが明確な場合

- ③透析日または非透析日に服用と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されているなど、処方間違いが明確な場合
- ④継続処方されている薬に残薬を確認した場合、残薬を生じた理由について患者と検討し、服薬コンプライアンス向上のための対策を指導した上で、処方日数または数量を適正化する。

- ※ 処方日数および数量をゼロにはしないこと
- ※ 処方日数および数量の変更は短縮（減量）の場合に限る
- ※ 服薬情報提供書（トレースレポート）等で残薬調整したことを処方医に報告すること

（３）用法の適正化

添付文書で用法が明確に定められており、異なる用法では治療効果に影響を及ぼすことが明らかな場合

例：ボナロン錠 35mg 朝食後 → 起床時

（４）一包化調剤

患者の希望あるいはコンプライアンス不良が一包化により改善されると判断できる場合に、患者負担額について患者へ説明し同意を得てから調剤すること

3. 事前合意プロトコールに基づき疑義照会を行わず変更調剤した場合

- （１）調剤薬局は処方箋備考欄に「東京西徳洲会病院への問い合わせによる変更」と明記する
- （２）当院指定の疑義照会連絡票に変更内容を記載し、薬剤部宛に FAX で送信する

4. 事前合意の締結について

- （１）院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコールに基づいた変更調剤を希望する保険調剤薬局は事前に東京西徳洲会病院と合意を締結するものとする
- （２）合意の締結を希望する保険調剤薬局は、下記の連絡先へ合意締結希望の旨を連絡すること

5. 各種問い合わせ窓口

- （１）疑義照会・残薬調整の服薬情報提供書（トレースレポート）等
FAX：042-500-6645（薬剤部直通）
TEL：042-500-6615（薬剤部直通）
- （２）事前合意に関する問い合わせ・合意締結の希望
担当者：岩井 大 Mail：masaru.iwai@tokushukai.jp